

みえパパ×育休促進事業業務委託 企画提案コンペ参加仕様書

1 企画提案コンペの目的

令和7年4月からの関連諸制度の拡充にあわせ、育休取得当事者と取得を促進する企業の双方が、男性の育児・家事参画の重要性を改めて認識し、制度を利用しやすい職場風土づくりをより一層進める必要があります。

本事業では、職場における男性の育休取得に関する取組が進んでいない企業へのヒアリングや先進事例をもとに、現状の課題を解決するために自社で研修を実施するための研修資料を作成し、資料を活用した出前講座を実施することにより、職場における男性の育休取得への理解をより一層促進するとともに、当事者である育休取得予定の男性に対するセミナーを実施することで、育休の質を向上につなげることを目的とします。

2 委託業務の概要

- (1) 委託業務名 みえパパ×育休促進事業業務委託
- (2) 業務内容 別紙「みえパパ×育休促進事業業務委託仕様書」のとおり

3 企画提案コンペの参加要件

- (1) 参加者資格
 - ・ 企画提案コンペ参加資格確認申請書（様式第1号）及び同確認書3に記載の添付書類を提出した者
 - ・ 当該企画提案コンペに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
 - ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
- (2) 最優秀提案者資格
 - ・ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
 - ・ 三重県が賦課徴収する税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

4 企画提案コンペの実施方法

この参加仕様書に基づき提出された企画提案資料について、別に設置するみえパパ×育休促進事業業務委託企画提案コンペ選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、その内容の審査を行い、見積価格を勘案のうえ、総合的に最優秀提案を選定します。

- (1) 企画提案コンペ参加資格確認申請書（別紙様式第1号）の提出期限及び提出先
 - ア 提出期限 令和7年5月1日（木）正午必着（期限厳守）
 - イ 提出先 三重県子ども・福祉部 少子化対策課

ウ 提出方法 電子メール、ファクシミリ、郵便、民間事業者による信書便もしくは持参

※持参以外の場合は、必ず電話にて受領確認を行うこと。

※持参により提出する場合は、事前に電話で担当所属に持参する日時の連絡を行うこと。

※電子メール、ファクシミリで提出する場合、申請書に「発行責任者」「担当者」の氏名・連絡先を記載すること。

エ 参加資格決定通知 令和7年5月13日（火）に電子メールで通知します。

（２）企画提案資料の提出期間及び提出先

ア 提出期間 令和7年5月14日（水）～同年5月15日（木）正午必着
※期間厳守（提出期間以前には受理できません。）

イ 提出先 上記（１）に同じ

ウ 提出方法 郵便、民間事業者による信書便もしくは持参

（３）質疑応答

質問事項の取扱いについては、次のとおりとします。

ア 質問期間

令和7年4月21日（月）から同年4月25日（金）正午まで

イ 質問方法

電子メールまたはファクシミリのいずれかの方法で提出すること。なお、質問文書には、回答を受ける担当窓口の部課名、氏名、電話及びファクシミリ番号、電子メールアドレスを明記してください。

ウ 提出先

電子メール（shoshika@pref.mie.lg.jp）、FAX（059-224-2270）

エ 質問への回答

令和7年4月28日（月）正午までに県のホームページ（当事業のコンペ公告ページ）にて回答します。

（４）第１次審査

実施日時 令和7年5月20日（火）を予定

ただし、提案者が５者以下の場合は、第１次審査を省略します。

（５）第２次審査（プレゼンテーション審査）

ア 日時 令和7年5月21日（水） ※詳細は後日提案者に連絡します。

イ 場所 三重県庁内または三重県庁付近の会議室

※オンラインでの審査となることがあります。

ウ 内容 プレゼンテーション１５分、質疑１０分（予定）

（６）評価の項目と観点

提案書の審査における評価項目と観点は下表のとおりです。

項 目	観 点
1 企画内容	提案内容は、仕様書で定める業務が網羅されており、かつ独自のアイデアが盛り込まれ、全体的に完成度の高いものとなっているか。 ・ 県の男性の育児参画推進の取組を踏まえた企画内容となっているか。 ・ 職場における「育児休業取得・男性の育児参画の推進」につながる実践的な企画内容となっているか。 ・ 研修資料の作成や出前講座において、課題のある企業の参考になる企画内容となっているか。 ・ 総括セミナーにおいて、対象となる企業（人事・労務担当者や管理職）の参加を促す工夫のある企画内容となっているか。 ・ 当事者向けセミナーにおいて、対象者に合わせた適切な企画内容となっているか。
2 具体性	提案内容は、仕様書で定める業務が網羅されており、事業の趣旨を的確に反映し、具体的な内容となっているか。 ・ 研修資料の大枠の構成や盛り込む内容は具体的に提示されているか。 ・ 出前講座のプログラムや有識者の選定について具体的に提示されているか。 ・ 総括セミナーや当事者向けセミナーの実施内容（集合形式またはオンライン実施、講師や有識者の選定、会場の選定など）は具体的に提示されているか。 ・ 参加者募集のチラシ、参加呼びかけの方法、応募見込みは具体的に提示されているか。
3 実現可能性	提案内容は、仕様書で定める業務が網羅されており、実現可能な内容となっているか。 ・ 実施スケジュールは事業を効果的に進めることができるものとなっているか。
4 実施体制	提案内容の事業実施に必要な体制が整っているか。
5 経済性	提案内容は、費用対効果の観点から効果的な内容となっているか。

5 提出を求める企画提案資料の内容

（１）企画提案書 ８部

※ A 4 サイズ 3 0 ページ以内で作成（厳守）

（２）提案書の内容

①企業へのヒアリングをもとにした研修資料の作成、総括セミナーの開催、育児当事者向けセミナーの企画・運営

ア ヒアリング実施の企画（内容・実施方法など）

- ・ ヒアリングの実施内容や有識者等の選定、実施スケジュール
- ・ 積極的に取り組む企業のヒアリング先候補やその理由
- ・ 参加者募集チラシや参加呼びかけなど広報の企画、実施内容、効果など
- ・ 研修参加者に対する効果測定（手法や見込）

イ 研修資料作成の企画

- ・ 研修資料の構成案や、法制度に関して掲載する内容、実施スケジュールなど
- ・ その他、盛り込む内容とそのねらい

ウ 出前講座の企画・運営

- ・ 出前講座の内容、有識者の選定、実施方法（会場・オンライン）、実施スケジュールなど
- ・ 出前講座の参加者に対する効果測定（手法や見込）

エ 総括セミナーの企画・運営

- ・ 総括セミナーの内容・アジェンダ、有識者等の選定、実施方法（会場・オンラインなど）、実施スケジュールなど
- ・ 参加者募集チラシや参加呼びかけなど広報の企画、実施内容、効果など
- ・ 総括セミナーの参加者に対する効果測定（手法や見込）

オ 育児当事者向けセミナーの企画・運営

- ・ セミナーの内容、ファシリテーター等の選定、実施方法（会場・オンライン）、実施スケジュールなど
- ・ 参加者募集チラシや参加呼びかけなど広報の企画、実施内容、効果など
- ・ 研修参加者に対する効果測定（手法や見込）

カ 実施体制・座談会業務全体のスケジュール

- ・ 実施体制（事務局）
- ・ 全体のスケジュール

② 事業全体の実施体制及びスケジュール

ア 実施体制について（責任者、実施担当者等の実績・経歴を含む）

イ 全体実施スケジュールについて

③ 本事業に類似した業務実績

（３） 見積書 ８部

見積の様式は任意であり、合計額は「消費税抜き」で記入するものとする。費用積算の内訳書を詳細に記載し、社名及び代表者名を記載した上、代表者印を押印すること。

なお、提案見積については、代表者印の押印を省略することができるが、押印を省略する場合は、提案見積の発行責任者及び担当者氏名をフルネームで記載すること。（発行責任者及び担当者は、同一人物でも可とする）

（４） 会社概要書 ８部

６ 契約上限額

３，９５５，００６円（取引に係る消費税及び地方消費税を含む）

７ その他

（１）企画提案に要する費用はコンペ参加者の負担とします。

- (2) 企画提案資料は返却しません。
- (3) 選定方法は書類審査及びプレゼンテーション審査とします。
ただし、応募件数によっては、書類審査を省略する場合があります。
- (4) 最優秀提案に選考された者は、選考の結果を受け取った日の翌日までに次の書類を担当課に提出してください(メールまたはFAXでの提出可)。
- ・ 所管税務署が過去6ヶ月以内に発行した、消費税及び地方消費税についての「納税証明書(その3 未納税額のない証明用)」の写し
 - ・ 三重県の県税事務所が過去6ヶ月以内に発行した「納税確認書」の写し
 - ・ 過去3年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書(第3号様式)、または契約書の写し、履行確認書の写し等契約の履行が確認できる書類
 - ・ メール・FAXで提出する場合は、必ず電話により担当課へ受信確認を行うこと。
- (5) 上記(4)による資格確認後、最優秀提案者と随意契約を締結します。

8 担当課・担当者

三重県子ども・福祉部 少子化対策課 北出

〒514-8570 津市広明町13番地

TEL 059-224-2404 FAX 059-224-2270

電子メール shoshika@pref.mie.lg.jp